

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	伊佐市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.isa.kagoshima.jp/gyousei/2015/post_828.html

執行機関名 伊佐市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	伊佐市乳幼児医療費助成条例(平成20年伊佐市条例第120号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	56	
③ 番号法別表第2の項	74	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		伊佐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第38号) 別表第1 第3の項 伊佐市乳幼児医療費助成条例(平成20年伊佐市条例第120号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和46年法律第73号)第1条	伊佐市乳幼児医療費助成条例(平成20年伊佐市条例第120号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条 この条例は、乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって乳幼児の健康の保持増進を図るために行う乳幼児に係る医療費の助成について必要な事項を定めるものとする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		伊佐市乳幼児医療費助成条例(平成20年伊佐市条例第120号) 伊佐市乳幼児医療費助成条例施行規則(平成20年伊佐市規則第60号)